

農協関連検討テーマ各項目

【目次】

農協からの信用・共済事業の分離（P2）

農協等に対する独占禁止法の適用除外の見直し（P3）

農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施（P4）

農協の一人一票制を見直し、出資額に応じた議決権とする（P5）

准組合員の廃止（P6）

土地持ち非農家の組合員資格保有という農協法違反状況の解消（P7）

農協による株式会社等の子会社設立や株式会社等への出資の制限（P8）

新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項削除）（P9）

農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止（P10）

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農協からの信用・共済事業の分離</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農協は、農業資材の購入、農産物の販売等の農業関係事業ではなく、金融(信用)事業、保険(共済)事業も行う世界に例をみない総合農協である。これは、昭和恐慌による農村の貧困を救うため、農林省の経済更生運動によって作られたものであるが、これが現在まで継続している。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>多数の零細な兼業農家を相手とする農業関係事業は、効率が悪く、経常的に赤字である。農協はこの赤字を信用・共済事業の黒字で補てんしてきた。信用・共済事業を分離すれば、兼業農家主体の農協運営を改めることが可能となり、農業の構造改革が進展する。</p> <p>農業関係事業ではなく信用事業の効率性を向上させるために、農協は合併して規模拡大を図ってきた。しかし、農業で採算の合わない周辺の農村地域から農協は支所等も撤退させてきた。特に中山間地域など営農指導の見返りとしての農産物販売等からの手数料収入が見込まれない地域では、農協はいち早く営農事業から撤退している。</p>
<p>慎重な意見</p>	<p>信用・共済事業の黒字で無報酬の営農活動を行っている。</p>

規制改革事項	農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
規制の概要	<p>独占禁止法では、共同経済行為等（共同生産・共同販売等）によって競争を制限することは原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合（農業協同組合も該当しうる）は同法の適用除外となっている。＜独占禁止法第 22 条＞</p> <p>なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成 19 年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。</p>
賛成の意見	<p>農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。</p>
慎重な意見	

規制改革事項	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施												
規制の概要	<p>農協は販売、共済事業に加え、信用事業（貯金、貸付、証券業の取扱い）の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。</p> <p>しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会（全中）下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。</p> <table border="1" data-bbox="480 741 1361 958"> <tr> <td></td> <td>単位農協</td> <td>信用農業協同組合 連合会(県信連)</td> <td>農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>都道府県</td> <td>地方農政局 財務支局</td> <td>農林水産省 金融庁</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>公認会計士</td> </tr> </table> <p> : 他金融機関と大きく異なるもの</p> <p>信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1より都道府県から金融庁に移管</p>		単位農協	信用農業協同組合 連合会(県信連)	農林中央金庫	検査	都道府県	地方農政局 財務支局	農林水産省 金融庁	監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士
	単位農協	信用農業協同組合 連合会(県信連)	農林中央金庫										
検査	都道府県	地方農政局 財務支局	農林水産省 金融庁										
監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士										
賛成の意見	<p>現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。他金融機関とのイコールフットイングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。</p>												
慎重な意見	<p>農協監査士による指導と監査が一体となっているからこそ、必要な改善が確実に行われるのではないか。</p>												

規制改革事項	農協の一人一票制を見直し、出資額に応じた議決権とする
規制の概要	農協法は組合員平等の原則に立ち、農協の利用率や農家の規模にかかわらず、どの組合員にも平等の議決権を与えている。
賛成の意見	<p>農協の組合員は約500万人いるが、ほとんどが兼業農家と農業をやめた本来は組合員資格を有しない土地持ち非農家と呼ばれる人たち（これは明白に農協法違反）である。65歳未満の専業農家は約30万戸に過ぎず、農協の経済・政治活動には大きな発言権を有する兼業農家や土地持ち非農家の意見が反映されてきた。</p> <p>このため、農協は構造改革による専業農家の育成という考え方を「選別主義」として一貫して反対してきた。多数の兼業農家を維持すれば、政治力も発揮できるし、これらの農家が莫大な農外所得や農地転用利益を農協に預金するので農協経営にも役に立つからである。脱農化で発展してきた現在の農協は、「農業」協同組合という実態を有していない。</p> <p>一人一票制は農家が等しく小さい規模だった農地改革後の農村には適合していたが、専業、兼業という農家の分化が進み、売上高1000万円以上のわずか14万戸の農家が農業生産額全体の6割を生産するような時代には不適合となっている。しかも組合員のほとんどは米農家である。このため、農協の政治活動は、米、特に米価に傾斜して行われてきた。米価をあげたので、零細兼業農家が滞留した。これは農協が政治力を維持するためにも、高米価で米や肥料・農薬・農業機械などの高い販売手数料収入を獲得し農協経営を安定させるためにも有効だった。米について特に構造改革が遅れているのはこのためである。日本農業の構造改革を推進するためには、農協の一人一票制を見直す必要がある。</p> <p>すでに、欧米諸国等では、利用高や農地面積に応じた発言権を認める「新世代農協」が活躍している。もはや一人一票制は協同組合活動の基本原則ではない。農協はロッチデールの原則を金科玉条のように主張するが、この原則も当初の政治的中立という原則をのちに削除するなど、絶対的なものではなく恣意的人為的なものにすぎない。</p>
慎重な意見	一人一票制は協同組合活動の基本原則である。

規制改革事項	准組合員の廃止
規制の概要	農協には、他の協同組合には認められていない、地域の住民であれば誰でも農協を利用できる准組合員制度がある。しかも、現在では准組合員は農協の組合員の半数を占めるにいたっている。
賛成の意見	<p>准組合員制度が農協だけに認められたのは、GHQの要求により組合員を農民に限ったため、かつては農協の母体だった産業組合の組合員になれた地主も農協を利用できるようにしたこと、</p> <p>戦前および農地改革直後の産業組合や農協は、非農家も組合員とし、農村すべての事業を行う地域協同組合だったことによるものである。当時は農村における非農家の割合は少なかった。しかし、農家が農村の多数を占めた時代は過去のものであり、「農業」協同組合として活動させるためにも、農協の構成員資格は農業者に限定すべきである。また、以前は地域住民も住宅ローンを取得するために農協の准組合員となるメリットがあったが、一般の銀行も住宅ローンを行うようになっている現在、その必要性は失われている。</p>
慎重な意見	

規制改革事項	土地持ち非農家の組合員資格保有という農協法違反状況の解消
規制の概要	農協の組合員は約500万人いるが、ほとんどが兼業農家と農業をやめた本来は組合員資格を有しない土地持ち非農家と呼ばれる人たち（これは明白に農協法違反）である。
賛成の意見	<p>農協の経済・政治活動には大きな発言権を有する兼業農家や土地持ち非農家の意見が反映されてきた。このため、農協は構造改革による専業農家の育成という考え方を「選別主義」であるとして一貫して反対してきた。脱農化で発展してきた現在の農協は、「農業」協同組合という実態を有していない。</p> <p>農家が農村の多数を占めた時代は過去のものであり、「農業」協同組合として活動させるためにも、農協の構成員資格は農業者に限定すべきである。</p>
慎重な意見	

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農協による株式会社等の子会社設立や株式会社等への出資の制限</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>規制なし</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>このような会社は、2004年で株式会社439社、有限会社151社に及んでいる。このような会社設立は、農協法による事業種類限定、員外利用規制をかいくぐるものとして、脱法的に行われる場合も多いといわれている。しかし、資本主義に対抗して出現した協同組合が株式会社を設立すること自体自己矛盾である。また、組合員によるコントロールがさらに困難となり、農協組織自体の発展を目指した運営が行われかねない。</p>
<p>慎重な意見</p>	

規制改革事項	新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項）
規制の概要	既存の農協と地域を重複する別の農協（既存農協が他農協と地域を重複して拡大する場合を含む）を設立する際には、地区重複により既存農協の振興に支障がないことが要件とされているところ、農協の認可を行う行政庁は、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議せねばならない（農協法第 60 条第 1 項第 3 号・第 4 号、第 2 項）。
賛成の意見	上述の規定により、現在は事実上新規農協の設立は困難である。農協間競争が促進され、各農協の経営努力の促進及び農業者の選択肢の増加が図られるよう、農協中央会との協議を義務付ける条項を削除し、容易に新規設立が可能となるようにすべきである。
慎重な意見	

規制改革事項	農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止
規制の概要	農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員については、それぞれ農業協同組合法・土地改良法・農業災害補償法に理事・幹事等に関する規定（定数・任期・役員の資格等）が定められているところであるが、国会議員等の就任を禁止する規定はない。
賛成の意見	法律に基づいて公共性の高い事業を行なっている団体であり、政治的中立を確保する観点から、特定の組織、政党等の影響を受けているとの疑念を国民から持たれることのないようにすべきである。
慎重な意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要な団体の役員に、構成員の要望にもかかわらず、人望のある人格、知識、経験を備えた役員候補が、有権者から信任を受けた議員というだけで、役員候補にすることもできず、役員就任も拒否させねばならないのは合理的でない。 ● 選任された委員が独裁的運営でもしない限り、議員が役員に就任しているだけで、特定の組織、政党等を支援・優遇することは不可能であり、疑念が生じるようなことは起こり得ない。